ることを確認した[89]。

(84)　以上のとおり、当該輸入貨物と本邦産貨物は、用途が共通していた。

3－1－6　代替性

(85)　代替性については、**「表9　当該輸入貨物と本邦産貨物との代替性」**のとおり、「わからない」との回答を除くと、すべて代替性が「あり」又は「一定の条件を満たせば可能」との回答であり、当該輸入貨物と本邦産貨物は代替可能と認識されていることが認められた。

表9　当該輸入貨物と本邦産貨物との代替性

代替可能性の状況	
代替可能性あり（%）	40.0
一定の条件を満たせば代替可能（%）	13.3
わからない（%）	46.7
代替不可能（%）	0.0

（出所）本邦の生産者回答書（様式A-13-1）及び産業上の使用者回答書（様式C-3-1）

3－1－7　貿易統計上の分類

(86)　当該輸入貨物は輸入統計品目番号2929.10-010（トルエンジイソシアナート）に分類され、本邦産貨物もすべて同じ統計品目番号（トルエンジイソシアナート）に分類されることを確認した。

3－1－8　同種の貨物の検討についての結論

(87)　上記のとおり、本邦産貨物は、当該輸入貨物と基本的な物理的・化学的特性、製造工程、流通経路、価格の決定方法、用途及び貿易統計上の分類に関しておおむねすべての点で共通しており、高い代替性を有していることが認められた。したがって、本邦産貨物が協定2.6で規定する同種の貨物であることを確認した。

3－2　本邦の産業

(88)　利害関係者等から提出された証拠[90]から、本邦においてTDIを生産しているのは、三井化学株式会社（以下「三井化学」という。）及び日本ポリウレタン工業株式会社（以下「日本ポリウレタン」という。）の2者であることを確認した。これら2者が本邦で生産するTDIが本邦におけるTDIの総生産高となり、総生産高に占める割合は100%であった（**「表10　本邦の産業の状況（平成24（2012）年度）」**参照）。

(89)　三井化学及び日本ポリウレタンの2者について、当該輸入貨物の供給者又は輸入者との関係を確認したところ、特段の関係はなかった[91]。また、本件課税申請の日の6月前の日以後同申請の日の前日まで（平成25年6月～12月）の当該輸入貨物の輸入の有無について確認したところ、三井化学及び日本ポリウレタン共に輸入の事実はなかった[92]ことから、本邦の生産者に該当すると判断[93]した。

表10　本邦の産業の状況（平成24（2012）年度）

生産者名	生産高及び本邦の総生産高に占める割合		当該輸入貨物の輸入の有無	申請に対する支持の状況
	生産高（MT）	占拠率（%）		
三井化学	【数値】	【数値】	無し	申請者
日本ポリウレタン	【数値】	【数値】	無し	反対の表明無し
合計	【数値】	100.0		

（出所）本邦の生産者に対する現地調査（三井化学）提出資料（様式J-14-②（様式B-1関係））及び本邦の生産者追加質問状回答書（日本ポリウレタン）（様式J-7（様式B-1関係））

(90)　以上のとおり、本邦の産業は、三井化学及び日本ポリウレタンの2者とした[94]。

3－3　当該輸入貨物の輸入の増加及び本邦における同種の貨物の価格に当該輸入貨物の輸入が及ぼす影響

3－3－1　当該輸入貨物の輸入の増加

(91)　当該輸入貨物の輸入の絶対量の推移は、**「表11　当該輸入貨物の輸入量」**のとおりであった。調査対象貨物の輸入は、平成22年度には0であったが、平成23年度に輸入が開始されてから著しく増加し、平成23年度は全輸入量の34.3%、平成24年度には全輸入量の87.4%を占めるに至った。平成25年度上期は前年同期から減少したものの依然として全輸入量の82.3%を占めており、調査対象期間全体で著しい増加を示した。

表11　当該輸入貨物の輸入量

	年度	22（2010）	23（2011）	24（2012）	（上期）	25（2013）（上期）
当該輸入貨物（中国）	輸入量（MT）	0	3,704	14,039	6,884	5,957
	対総輸入量（%）	－	34.3	87.4	85.8	82.3
その他の国	輸入量（MT）	4,934	7,093	2,020	1,135	1,283
	対総輸入量（%）	100.0	65.7	12.6	14.2	17.7
総輸入量		4,934	10,797	16,058	8,019	7,240

89　産業上の使用者質問状回答書（様式B-1）

90　申請書（4-2.）及び産業上の使用者質問状回答書（様式A-3）

91　本邦の生産者質問状回答書（調査項目A-2）

92　本邦の生産者に対する現地調査結果報告書（三井化学）（2.(2)）及び本邦の生産者に対する現地調査結果報告書（日本ポリウレタン（現東ソー株式会社））（Ⅱ.2.(2)）

93　政令第4条第2項

94　協定4.1、政令第4条第1項及びガイドライン4.(1)